

南幌町個人情報保護法等施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び南幌町個人情報保護法施行条例（令和5年南幌町条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿の様式)

第2条 法第75条第1項の個人情報ファイル簿は、個人情報ファイルについてこれを利用する事務ごとに作成する個人情報ファイル簿（単票）（様式第1号）の集合物とする。

(個人情報取扱事務の届出事項)

第3条 条例第3条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 個人情報の収集方法
- (2) 個人情報の収集時期
- (3) 個人情報の記録媒体
- (4) 個人情報の他の法令等による開示の有無
- (5) 個人情報の目的外利用の有無
- (6) 個人情報の外部提供の有無
- (7) 個人情報の処理の委託及び再委託の有無

(個人情報取扱事務の開始、変更及び廃止の届出)

第4条 条例第3条第1項による個人情報取扱事務の開始の届出は、個人情報取扱事務開始届出書（様式第2号）、同条第2項による個人情報取扱事務の変更又は廃止の届出は、個人情報取扱事務変更・廃止届出書（様式第3号）により行うものとする。

(開示請求の手続)

第5条 条例第4条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求年月日
- (2) 開示請求者の連絡先
- (3) 代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別

2 法第77条第1項の開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第4号）によるものとする。

- 3 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）第22条第3項の規定により、代理人が開示請求をする場合に代理人の資格を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状（様式第5号）によるものとする。

（開示決定等に係る通知）

第6条 法第82条第1項又は第2項の規定による開示決定等に係る通知は、次の各号に掲げる開示決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- （1） 法第82条第1項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（様式第6号）
- （2） 法第82条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 保有個人情報不開示決定通知書（様式第7号）

（開示決定等の期限の延長に係る通知）

第7条 法第83条第2項の規定による開示決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第8号）によるものとする。

（開示決定等の期限の特例延長に係る通知）

第8条 法第84条の規定による開示決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第9号）によるものとする。

（事案の移送に関する手続等）

第9条 実施機関は、法第85条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対し、保有個人情報開示請求事案移送書（様式第10号）を交付するものとする。

- 2 法第85条第1項の規定による事案を移送した旨の通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（様式第11号）によるものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る各種通知及び意見書の提出手続）

第10条 法第86条第1項の規定による第三者に対して開示決定等をするに当たって行う通知は、意見照会書（様式第12号）によるものとする。

- 2 法第86条第2項の規定による第三者に対して開示決定に先立って行う通知は、意見照会書（様式第13号）によるものとする。
- 3 法第86条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者の意見書の提出は、当該第三者に関する情報の開示に賛成又は反対の意思を表示した保有個人情報の開示決定等に関する意見書（様式第14号）を提出して行うものとする。
- 4 法第86条第3項の規定による反対意見書を提出した第三者に対して開示決定後直ちに行う通知

は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書（様式第15号）によるものとする。

（開示の実施方法等の申出）

第11条 法第87条第3項の規定による開示の実施の方法等の申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（様式第16号）によるものとする。

（訂正請求書等）

第12条 条例第8条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1） 訂正請求年月日

（2） 訂正請求者の連絡先

（3） 代理人が本人に代わって訂正請求をする場合にあっては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別

2 法第91条第1項の訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（様式第17号）によるものとする。

3 訂正請求書には、訂正請求に係る保有個人情報の内容が事実でないことを裏付ける客観的な資料を添付することができる。

4 令第29条において準用する令第22条第3項の規定により、代理人が訂正請求をする場合に代理人の資格を証する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状（様式第18号）によるものとする。

（訂正決定等に係る通知）

第13条 法第93条第1項又は第2項の規定による訂正決定等の通知は、次の各号に掲げる訂正決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

（1） 法第93条第1項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書（様式第19号）

（2） 法第93条第2項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定 保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（様式第20号）

（訂正決定等の期限の延長に係る通知）

第14条 法第94条第2項の規定による訂正決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（様式第21号）によるものとする。

（訂正決定等の期限の特例延長に係る通知）

第15条 法第95条の規定による訂正決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（様式第22号）によるものとする。

（事案の移送に関する手続等）

第16条 実施機関は、法第96条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対し、保有個人情報訂正請求事案移送書（様式第23号）を交付するものとする。

2 法第96条第1項の規定による事案を移送した旨の通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（様式第24号）によるものとする。

（保有個人情報の提供先への通知）

第17条 法第97条の規定による保有個人情報の提供先に対する訂正の実施をした旨の通知は、提供している保有個人情報の訂正決定に関する通知書（様式第25号）によるものとする。

（利用停止請求書等）

第18条 条例第11条の利用停止請求書に記載する事項として規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1） 利用停止請求の年月日

（2） 利用停止請求者の連絡先

（3） 代理人が本人に代わって利用停止請求をする場合にあっては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別

2 法第99条第1項の利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（様式第26号）によるものとする。

3 利用停止請求書には、利用停止請求に係る保有個人情報が法第98条第1項各号のいずれかに該当することを裏付ける客観的な資料を添付することができる。

4 令第29条において準用する令第22条第3項の規定により、代理人が利用停止請求をする場合に代理人の資格を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状（様式第27号）によるものとする。

（利用停止決定等の通知）

第19条 法第101条第1項又は第2項の規定による利用停止決定等の通知は、次の各号に掲げる利用停止決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

（1） 法第101条第1項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定
保有個人情報利用停止決定通知書（様式第28号）

（2） 法第101条第2項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定
保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（様式第29号）

（利用停止決定等の期限の延長に係る通知）

第20条 法第102条第2項の規定による利用停止決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報利

用停止決定等期限延長通知書（様式第30号）によるものとする。

（利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知）

第21条 法第103条の規定による利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第31号）によるものとする。

（審査会への諮問）

第22条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、次の各号に掲げる決定等の区分に応じ、当該各号に定める諮問書によるものとする。

- （1） 開示決定等 諮問書（開示決定等）（様式第32号）
- （2） 訂正決定等 諮問書（訂正決定等）（様式第33号）
- （3） 利用停止決定等 諮問書（利用停止決定等）（様式第34号）
- （4） 開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為 諮問書（開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為）（様式第35号）

2 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による諮問をした旨の通知は、諮問通知書（様式第36号）によるものとする。

（写しの交付及び送付に要する費用）

第23条 条例第7条第2項の規定により保有個人情報の開示を受ける者が負担する写しの交付に要する費用は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1） 実施機関の設置する複写機により写しを作成する場合及び実施機関の設置する印刷機により用紙に出力する場合 単色にあつては1枚につき10円、カラーにあつては1枚につき50円
- （2） 光ディスクその他の電磁的記録媒体により複製を作成する場合 当該複製に要する実費
- （3） その他当該電磁的記録に応じて適切な方法により開示する場合 当該開示に要する実費

2 前項に定める写しの交付に要する費用は、事務所における開示の実施にあつては現金により、写しの送付の方法による開示の実施にあつては納付書、郵便為替又は現金書留により納付しなければならない。

3 令第28条第4項の写しの送付に要する費用を納める方法として規則で定める方法は、納付書又は郵便切手で納付する方法とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

2 南幌町個人情報保護条例施行規則（平成12年南幌町規則第34号）は、廃止する。